

環境省組織令の一部を改正する政令案要綱

1 環境省組織令の一部改正

(1) 大臣官房及び同環境経済課並びに地球環境局及び同局地球温暖化対策課の所掌事務の調整

大臣官房及び同環境経済課並びに地球環境局及び同局地球温暖化対策課の所掌事務の調整を行う。(第三条第一項第三十七号及び第十七条関係)

(2) 国際連携課の名称並びに同課及び参事官の所掌事務の変更

地球環境局国際連携課の名称を同局国際地球温暖化対策推進課に変更するとともに、同課及び同局の参事官の所掌事務を変更し、同課が地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関する事務を所掌することとする等を行う。(第二十五条及び第二十七条から第二十九条まで関係)

2 施行期日

この政令は、令和八年八月一日から施行する。(附則関係)